

国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

| 法人名 | 役職 | 在任期間 (算定期間) | 業績勘案率（案） 〈国土交通省評価委員会〉 |
|-------|-----|--------------------------|--------------------------|
| 航空大学校 | 理事長 | H19.4.1~H25.3.31 (同上) | 0.8 |
| | 監事 | H21.4.1~H25.3.31 (同上) | 0.8 |

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）の通知について」（平成26年3月31日付け国独評委第110号）について、別紙のとおり意見を申し上げます。

1. 貴委員会では、理事長及び監事の業績勘案率（案）について、法人業績のみに減算要因を認め、「0.8」としている。
2. しかし、理事長は、独立行政法人航空大学校安全管理規程における安全統括管理者であるところ、在任期間中に3年連続して航空事故が発生しており、航空事故後の再発防止策が十分ではなかったと考えられることから、安全統括管理者としての職責を十分に果たしたとは考えられない。特に、平成23年7月28日に発生した航空事故では、学生を含む3名が死亡しており、25年12月20日の運輸安全委員会の勧告において、「安全管理体制が適正に機能せず、同校の理念から離れ、管理職と現場との間で安全に対する意識のずれが生じ、不安全行動を見過ごしてしまうような職場環境・組織風土であったという組織的な問題が関与した可能性が考えられる」との指摘を受けている。当該指摘は同校の運営の根幹に関する非常に重要な問題提起であり、同校を代表し、その業務を総理する理事長の管理監督に問題があったと考えられる。このため、理事長としての職責を十分に果たしたとは考えられず、理事長の個人業績において減算すべき要因が認められる。
3. また、監事は、安全管理を含めた業務監査を実施し、監査報告書を理事長に提出するほか、総合安全推進会議に参加し、再発防止策の策定に携わるとともに、安全管理について意見を述べる立場であった。ところが、平成21年度及び22年度の監査報告書において「積極的な安全対策が実行されていることを確認しました」と報告しているにもかかわらずその翌年度に航空事故が発生している。上記運輸安全委員会の勧告において、その原因として組織的な問題が関与した可能性がある旨の指摘を受けており、同校の安全管理に対する監査及び航空事故後の再発防止策は十分ではなかったと考えられる。このため、監事としての職責を十分に果たしたとは考えられず、監事の個人業績において減算すべき要因が認められる。

以上を踏まえ、理事長及び監事の業績勘案率（案）については、当委員会は、理事長及び監事の個人業績においても引き下げるべきであると考ええる。

なお、審議の過程において、一部委員から退職金の支給の可否そのものについて意見があったことを申し添える。